

平成 30 年 5 月 18 日

実務対応報告第 36 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」等に関する適正手続の遵守状況の報告

企業会計基準委員会

報告の要約

本報告は、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）が、平成 30 年 1 月 12 日に公表した実務対応報告第 36 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（以下「実務対応報告第 36 号」という。）及び改正企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（以下「改正企業会計基準適用指針第 17 号」という。）について、適正手続の遵守状況を、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 29 条に従って、報告するものである。

当委員会は、実務対応報告第 36 号等の開発に係る公開草案及び実務対応報告等の公表に関する適正手続の遵守状況について、適正手続規則の各条文に照らして検討を行った。その検討の結果、適正手続の遵守状況について、重要な問題は見受けられなかった。

I. 本報告の目的

1. 本報告は、実務対応報告第 36 号等について、適正手続の遵守状況を、適正手続規則第 29 条に従って、報告するものである。

II. 適正手続の遵守状況

2. 適正手続規則に定められる条文ごとの適正手続の遵守状況は、以下のとおりである。

審議テーマの決定

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
委員会による審議 テーマの決定	第 22 条 第 1 項 委員会は、定款第 63 条第 2 項の定めにより、基準諮問会議から審議テーマ又は優先順位等についての提言を受けた場合、原則として、基準諮問会議の提言を尊重し、審議テーマを決定する。	平成 26 年 12 月 1 日に開催された第 301 回親委員会 ¹ において、基準諮問会議より、権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の取扱いの検討を行うことが提言された。 当該提言を受けて、平成 26 年 12 月 18 日に開催された第 302 回親委員会において、権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の取扱いの検討を行うことが、当委員会の新規テーマとすることが承認された。

公開草案の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
公開草案に関する 企業会計基準委員会及び専門委員会の審議の状況	第 7 条 第 1 項 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍	親委員会において 9 回、専門委員会において 8 回の審議が公開で行われた。詳細は（別紙）を参照のこと。

¹ 「親委員会」は、会合としての企業会計基準委員会を指す。

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	
	第9条 第1項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね1週間前に審議資料を委員に送付する。	審議資料は、準備の都合上、親委員会及び専門委員会の2～3日前の送付となった例が散見された。
	第13条 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。	親委員会及び専門委員会において出席委員は直接参加しており、電話、テレビ会議又は類似した通信手段が使用されたことはなかった。
	第14条 第5項 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。	親委員会及び専門委員会において、書面にて、欠席した委員から意見が表明されたことはなかった。
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	第20条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合には、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用	専門委員会において知見を有する参考人に対する意見聴取を行っているため、公開草案の検討にあたって、アウトリーチは実施していない。

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	者、監査人等を対象として実施する。 第21条 アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及びIFRSのエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。	
公開草案の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	第14条 第1項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関して、定款第56条の定めに従い、委員の5分の3以上の多数を持って議決する。	平成29年4月28日開催の第359回親委員会において公開草案の公表議決が行われ、出席委員12名全員（委員総数14名）の賛成により公表が承認された。この承認を受けて、平成29年5月10日に実務対応報告等の公開草案が公表された。
	第14条 第6項 委員会に欠席した委員が書面により議決に参加することは認められない。	出席委員により議決要件が充足され、出席委員により議決が行われた。
公開草案の公開期間	第19条 第3項 前2項による公開の期間は、原則として、2ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。	平成29年5月10日にコメント募集を開始し、平成29年7月10日までをコメント受付期間(2ヶ月)とした。

企業会計基準等の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
公開草案に寄せられた意見のホーム	第19条第4項 公開草案及び論点整理に対	本公開草案に寄せられた意見は、平成29年8月25日に財

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
ページへの掲載及び公開草案に寄せられた意見に対する対応のホームページへの掲載	して寄せられた意見については、提出者名を含めてすべて財務会計基準機構のホームページに公開する。それらの寄せられた意見については、委員会において適時に検討を行い、検討の結果を財務会計基準機構のホームページに公開する。	務会計基準機構のホームページへ掲載した。なお、寄せられたコメントは、253 件である。 また、本公開草案に寄せられた意見の概要とそれに対する対応は、最終基準公表日の平成 30 年 1 月 12 日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。
公開草案に寄せられた意見に関する委員会の審議の状況	第 7 条第 1 項 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	公開草案の公表後、親委員会において 7 回、専門委員会において 5 回の審議が公開で行われた。詳細は（別紙）を参照のこと。
	第 9 条第 1 項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね 1 週間前に審議資料を委員に送付する。	審議資料は、準備の都合上、親委員会及び専門委員会の 2 ～3 日前の送付となった例が散見された。
	第 13 条 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。	親委員会及び専門委員会において出席した委員は直接参加していた。電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用したことはなかった。
	第 14 条第 5 項 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表	親委員会及び専門委員会において、欠席した委員による書面を提出しての意見の表明は

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。	なかった。
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	第 20 条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。 第21条 アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及び IFRS のエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。	公開草案に寄せられたコメントへの対応に関して、アウトリーチは実施していない。
再公開草案の必要性に関する審議の状況	第 19 条第 5 項 企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。	本公開草案の最終基準化にあたって、再度公開草案を公表する必要性の有無について平成 29 年 12 月 20 日開催の第 375 回親委員会において審議を行った。 審議の結果、再公開草案の必要性はないことが了承された。
企業会計基準等の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	第 14 条 第 1 項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びそ	実務対応報告第 36 号等は、平成 30 年 1 月 11 日開催の第 376 回親委員会において出席委員 12 名全員（委員総数 14 名）

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	の公開草案の公表に関しては、定款第 56 条の定めに従い、委員の 5 分の 3 以上の多数を持って議決する。	の賛成により公表することが承認された。この承認を受けて、平成 30 年 1 月 12 日に公表した。
	第 14 条第 2 項 企業会計基準及び修正国際基準を公表する際、企業会計基準及び修正国際基準の公表に賛成した委員と反対した委員の名前を企業会計基準及び修正国際基準に記載する。企業会計基準適用指針及び実務対応報告については、出席委員数と賛成委員数を記載する。	[改正企業会計基準適用指針第 17 号、実務対応報告第 36 号] 出席委員数と賛成委員数を記載している。
	第 14 条第 3 項 企業会計基準等及び修正国際基準の議決に委員が反対した場合、企業会計基準等及び修正国際基準に、反対した委員の反対理由を記載する。	実務対応報告第 36 号等の公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。
	第 14 条第 6 項 委員会に欠席した委員が書面により議決に参加することは認められない。	出席委員により議決要件が充足され、出席委員により議決が行われた。

以 上

(別紙) 親委員会及び専門委員会の審議の状況

1. 公開草案の公表までの親委員会及び専門委員会における審議の状況は、以下のとおりである。

(親委員会)

回数	開催日	審議内容
第 323 回	平成 27 年 11 月 6 日	・ 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の検討
第 325 回	平成 27 年 12 月 4 日	・ 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の検討
第 326 回	平成 27 年 12 月 25 日	・ 参考人に対する意見聴取
第 332 回	平成 28 年 3 月 23 日	・ 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の検討
第 344 回	平成 28 年 9 月 9 日	・ 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の検討
第 352 回	平成 29 年 1 月 10 日	・ 実務対応報告等の文案の検討
第 354 回	平成 29 年 2 月 8 日	・ 実務対応報告等の文案の検討
第 357 回	平成 29 年 3 月 28 日	・ 実務対応報告等の文案の検討 ・ コメント募集及び公開草案の概要の検討
第 359 回	平成 29 年 4 月 28 日	・ 公開草案の公表議決 ・ 実務対応報告等の文案の検討 ・ コメント募集及び公開草案の概要の検討

(実務対応専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第 77 回	平成 27 年 10 月 27 日	・ 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の検討
第 78 回	平成 27 年 11 月 18 日	・ 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の検討
第 79 回	平成 27 年 12 月 10 日	・ 参考人に対する意見聴取

回数	開催日	審議内容
第 82 回	平成 28 年 2 月 23 日	・ 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の検討
第 90 回	平成 28 年 8 月 22 日	・ 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の検討
第 96 回	平成 28 年 12 月 19 日	・ 実務対応報告等の文案の検討
第 97 回	平成 29 年 1 月 27 日	・ 実務対応報告等の文案の検討
第 99 回	平成 29 年 2 月 24 日	・ 実務対応報告等の文案の検討 ・ コメント募集及び公開草案の概要の検討

2. 公開草案公表後の親委員会及び専門委員会における審議の状況は、以下のとおりである。

(親委員会)

回数	開催日	審議内容
第 369 回	平成 29 年 9 月 21 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応
第 370 回	平成 29 年 10 月 12 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応
第 371 回	平成 29 年 10 月 26 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応
第 372 回	平成 29 年 11 月 10 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応
第 373 回	平成 29 年 11 月 22 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応
第 375 回	平成 29 年 12 月 20 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応 ・ 公開草案を再度公表する必要性の有無
第 376 回	平成 30 年 1 月 11 日	・ 実務対応報告第 36 号等の公表議決

(実務対応専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第 107 回	平成 29 年 9 月 7 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応
第 108 回	平成 29 年 10 月 5 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応
第 109 回	平成 29 年 10 月 19 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応
第 110 回	平成 29 年 11 月 2 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応
第 111 回	平成 29 年 11 月 17 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応

以 上